

政治資金規正法の一部を改正する法律案に対する修正案

政治資金規正法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第十四条中「明細書等」の下に「について原則としてその記載の全部」を加え、「結論を得る」を「その結果に基づいて施行日までに必要な措置が講ぜられる」に改める。

附則第十五条中「基づいて」の下に「施行日までに」を加える。

附則第十六条第四項中「観点から、」の下に「政治団体による当該政治団体の役職員又は構成員に対する渡切りの方法による経費の支出（以下この項において「渡切りによる支出」という。）の状況その他」を、「基づいて」の下に「渡切りによる支出の禁止その他」を加える。